

## 福祉生活相談支援事業業務委託事業者募集要領

### 1 趣 旨

本事業は、本市内施設を拠点に福祉生活相談支援員（以下「相談支援員」という。）を配置し、地域において、相談者（世帯）の属性や困りごとの内容に関わらず、まずは寄り添い受け止めること、また、支え合いの仕組みづくりを推進することにより、年齢や性別、国籍、障がいの有無によらず、誰もが地域に受け入れられ、共に支えあい、安心して暮らせる、“誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち～ おせっかい 日本一 ～”の実現を目指すものです。

本実施にあたっては、地域で相談支援を実施するにあたってのノウハウをはじめ、本市の地域特性や地域生活課題への認識、また、全市的な相談体制が必要となるため、当該業務を委託する事業者を募集するものです。

### 2 業 務 名 福祉生活相談支援事業

### 3 業務内容 「福祉生活相談支援事業業務仕様書」のとおり

### 4 履行期間

令和5年1月1日から令和5年3月31日まで

※事業の目的が適切に実現され、良好な運営が行われていることを本市が確認した場合は、上記委託予定期間終了後最大5年間は、公募によらず当該団体と委託契約をすることができるものとします。翌年度の更新の可否については、委託期間中に提出される報告等をもとに決定するものとします。ただし、翌年度の予算の成立内容により変更となる場合があります。

### 5 提案上限額 金 8,462,300 円（消費税及び地方消費税額 769,300 円を含む。）

### 6 提案参加資格

提案に参加を希望する者は、以下の(1)～(7)の要件を全て満たす団体とします。

- (1) 八尾市財務規則第98条の入札参加資格を備えていること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく申立てがなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に抵触しないこと。
- (4) 市民税・府民税の特別徴収を実施していること、又は次年度からの特別徴収の開始を誓約していること。
- (5) 平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間において、相談支援業務等の委託契約の履行実績を有すること。
- (6) 八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。
- (7) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下

「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないこと。

## 7 スケジュールの概要

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| ・業務提案参加申込書受付        | 令和4年7月12日(火)～同月28日(木) |
| ・提案参加資格審査結果通知       | 令和4年7月29日(金)          |
| ・募集要領及び仕様書等に関する質問受付 | 令和4年7月12日(火)～同月22日(金) |
| ・質問に対する回答           | 令和4年7月26日(火)          |
| ・業務提案書等提出期限         | 令和4年8月4日(木)           |
| ・プレゼンテーション面接(予定)    | 令和4年8月30日(火)          |
| ・選定結果通知(予定)         | 令和4年9月上旬              |

## 8 提案参加資格審査申請手続

- (1) 提案に参加を希望する者は、事業提案参加申込書(様式第1号)及び添付書類(様式第1号別紙1、別紙2及び別紙3(「別紙3」は、該当する者のみ))を指定する期日までに持参により提出してください。
- (2) 受付期間 令和4年7月12日(火)から同月28日(木)(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定する休日を除く。)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
- (3) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市役所本館3階  
八尾市健康福祉部地域共生推進課
- (4) 結果通知 令和4年7月29日(金)に電子メールにより通知します。

## 9 募集要領及び仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 募集要領及び仕様書等に関する質問は、質問票(様式第2号)を期日までに電子メールにより提出してください。電話等、その他の方法による質問は、一切受け付けません。  
なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行ってください。  
ア 質問受付期間 令和4年7月12日(火)から同月22日(金)午後4時30分まで  
イ 問合せ先 八尾市健康福祉部地域共生推進課  
電子メールアドレス hukusi@city.yao.osaka.jp  
電話 072-924-3835(直通)
- (2) 質問に対する回答は、令和4年7月26日(火)までに、市ホームページにて質問内容と併せて公開します。  
ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

## 10 提案に参加することができない者

- (1) 提案参加資格審査申請時から提案までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者
- (2) 提案参加資格審査申請受付期限までに申請をしなかった者又は提案参加資格を認められなかった者

- (3) 会社更生法又は同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- (4) 民事再生法の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

## 11 提案の方法

### (1) 業務提案書等の提出について

業務提案にあたっては、以下の書類を令和4年8月4日（木）午後4時30分までに地域共生推進課へ持参又は郵送（必着）により提出してください。郵送の場合、到着確認ができる形式で提出してください。

	書類名	様式番号	提出部数	提出期限	提出方法	備考
ア	業務提案書	様式第3号	正本1部	令和4年 8月4日（木） 午後4時30分 まで	持参又は郵送 （必着）	※必要部数を提出すること。
		様式第3号別紙	正本1部 副本8部			
イ	業務提案概要書	任意様式				
ウ	業務実施体制予定書	様式第4号	正本1部			
エ	経費見積書	任意様式	正本1部			

### (2) 提出書類にかかる留意事項

#### ア 業務提案書

業務提案書は様式（様式第3号）を表紙に使用し、作成してください。表紙以外の提案内容の記載については、A4サイズの用紙に様式第3号別紙の各提案項目が全て記載されていれば特に様式は問いません。

なお、業務提案書のページ数は表紙を除き、片面換算で20ページ以内としてください。

#### イ 業務提案概要書

業務提案概要書は業務提案書の要旨をまとめたもので、情報公開の対象となり、公開を前提とした取扱いとなりますので、ノウハウや個人情報にかかる内容等、公開にすることにより不利益等が生じる恐れがある内容については記載しないでください。

また、業務提案書についても公文書として、情報公開の対象となるため、非公開とすべき箇所については、あらかじめその旨を明記する等してください。特に様式は問いません。

#### ウ 業務実施体制予定書

業務実施体制予定書は指定の様式（様式第4号）を使用してください。業務責任者及び相談支援員等の配置が分かるように記載してください。

#### エ 経費見積書

必ず使用印を押印してください。特に様式は問いません。なお、人件費相当分・事務費相当分がわかるように記載してください。消費税及び地方消費税額は、別途記載とし、最終税込価格で提案してください。

### (3) その他留意事項

- ア 提案内容の記載の際には、審査の公平性を期すため法人名等が特定される記述は必ず避けてください。
- イ 提出した申請書類の内容変更及び追加書類の提出は、認めません。
- ウ 指定様式については、市ホームページからダウンロードしてください。  
ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp>

## 12 審査の方法

- (1) 事業者選定の審査は、「福祉生活相談支援事業業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行います。

審査については、「13 評価基準」に基づいて、業務提案書の内容等を審査し、業務受託候補者（優先交渉権者）を決定します。

なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

- (2) 選定委員会における審査

提出された業務提案書等の書類審査に加え、プレゼンテーションによる面接審査を行います。面接審査の時間及び場所等詳細については、別途、電子メールにて連絡し、面接審査への出席を求めます。

ただし、提案者が3者を超える場合は、書類審査の結果により上位3者の者に対して、面接審査を行うこととし、書類審査による結果は、8月24日（水）頃にすべての提案者に対し電子メールにて連絡します。

また、応募者が1者の場合においても、評価基準に照らして、選定委員会において総合的に評価を行います。

審査の結果、「13 評価基準」に掲げる最低基準点以上で、かつ、業務を委託することが適正であると認められる場合、業務受託候補者として選定することとします。

なお、事業者選定までに、この募集要領における失格事項に該当することとなった場合は、審査の対象外となります。

**【面接審査の日程】** 令和4年8月30日（火）を予定

※時間・場所等の詳細については提案者に別途通知いたします。

**面接の実施方法】**

ア 説明は提出した業務提案概要書に沿って行うこと。各面接審査の説明時間は15分以内とし、その後、10分間の質疑応答を予定しています。

なお、各面接審査に参加できる人数は2名以内とします。

イ 業務提案概要書の説明を補足するために、パソコンを用いたプレゼンテーションを可能としますが、パソコンを活用したプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーションで使用するデータを、DVD-RまたはCD-R（以下「DVD-R等」という。）にて業務提案書とあわせて提出してください。プレゼンテーション当日は、提出されたDVD-R等に保存されているデータを保存したパソコンを本市にて用意するので、そのパソコンを用いてプレゼンテーションを行ってください。

なお、提出するDVD-R等については、以下のバージョンで読み込み可能なデータを提出して

ください。OS:Windows 10以降 Office:Microsoft Office 2010 PDF:Adobe reader X 以降  
ウ 法人等が特定される記述や表現は避けてください。

### 13 評価基準

(1) 次の項目について審査します。

① 事業者に関する事項 20点

1-事業実施に当たっての基本方針 (5点)

2-類似業務に関する受託実績等 (5点)

3-現状の課題認識・解決 (10点)

② 事業運営に関する事項 20点

1-相談支援員の実務経験 (5点)

2-人材確保・育成 (5点)

3-コンプライアンスの遵守等 (5点)

4-相談環境の整備 (5点)

③ 事業実施計画に関する事項 50点

1-断らない相談について (10点)

2-地域での相談支援の展開について (10点)

3-地域づくりの視点について (10点)

4-業務実施体制について (10点)

5-独自提案 (10点)

④ 見積金額 20点

全候補者のうち、最低見積額を提示した候補者を20点とします。2位以下については、下記の演算式によるものとします。

$(\text{参加業者中最低見積額} / \text{各社見積額}) \times 20 \text{点}$  (小数点以下は切り捨て)

なお、提案上限額を超える見積価格を提出した者は評価しないこととします。

(2) 上記(1)①～④の各項目で、1項目でも提案がないものがあれば、すべての項目の評価を行わないものとします。

(3) 適正な業務遂行を担保するため、最低基準点を選定委員会の出席委員の持ち点の総合計の60%と定め、これを満たさない提案については、失格とします。なお、「12 審査の方法」における応募者多数の場合の書類審査に該当する項目についても上記(1)①～④とします。

### 14 業務受託候補者等の選定

選定委員会の出席委員による評価点の合計(以下「総合評価点」という。)が最も高い者から業務受託候補者及び次点者を選定します。この場合において、総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、「13 評価基準」(1)③「事業実施計画に関する事項」の評価点(以下「実施計画評価点」という。)が最も高い者を業務受託候補者として選定します。また、総合評価点、実施計画評価点と同数の場合は見積金額が最も低い者を業務受託候補者として選定します。

### 15 審査結果について

業務受託候補者の決定については、面接審査を受けたすべての提案参加者に対して、選定委員会での

選定後速やかに郵送にて通知します。

なお、業務受託候補者から辞退届が提出された場合は、次点者を業務受託候補者として選定します。

## 16 業務の実施

原則として提案いただいた業務内容を実施していただきますが、市との協議により修正する場合があります。

## 17 その他

### (1) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出方法、提出先及び提出期限が適切でない場合
- イ 経費見積額が提案上限額を超えている場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- カ 提案参加資格の要件を満たさなくなった場合
- キ 提案者の評価点の合計が、選定委員会出席委員の持ち点の総合計の60%に満たない場合

### (2) 契約締結について

- ア 本業務に関する契約形態は、随意契約とし、選定した業務受託候補者と委託契約を締結します。ただし、業務受託候補者が、契約を辞退したとき又は参加資格要件を満たさなくなった場合には、次点者と契約の手続きを行います。
- イ 契約保証金については、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第122条に該当する場合は免除します。
- ウ 業務の履行に当たっては、第三者に再委託してはならないものとします。ただし、委託業務全体に大きな影響を及ぼさない一部の業務について、あらかじめ本市の書面による承諾を得たときはこの限りではありません。
- エ 業務受託候補者選定後、契約締結までに、入札参加停止措置、入札等排除措置及び営業停止処分を受けた場合は契約締結しません。
- オ 暴力団員又は暴力団密接関係者であることが判明した場合は契約を締結しません。また、契約締結後に判明した場合は、契約を解除します。

### (3) 事務の引継ぎ

#### ア 契約前の引継ぎ

契約期間の始期から支障なく業務が実施できるよう、市との引継ぎを必要に応じ、随時行うものとする。なお、引継ぎに係る必要な経費については、受託者側の負担とします。

#### イ 契約期間満了後の引継ぎ

契約期間満了後、次期受託者に業務を引継ぐ際には、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを提供する等、相談者等の不利益にならないよう、適正な引継ぎに努めること。

### (4) その他

- ア 業務提案書等作成のために生じた諸費用は、全て提案者の負担とします。

- イ 提出物は返却しないものとし、また、当業務に係る審査以外には使用しないこととします。
- ウ 提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、八尾市情報公開条例（平成7年八尾市条例第9号）に基づき、提出書類を公開することがあります。
- エ その他必要な事項は、選定委員会の審査を経て決定するものとし、ます。
- オ 提案参加申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（書式自由）を提出してください。

## 18 問合せ先等

〒581-0003 八尾市本町一丁目1-1 （八尾市役所本館3階）

八尾市健康福祉部地域共生推進課

電話：072-924-3835      ファックス：072-922-3786

メール：hukusi@city.yao.osaka.jp